

改 正 案

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 四 （略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には適用しない。ただし、別表二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物（同表の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合を除く。

二 四 （略）

3・4 （略）

別表第一（第一条、第四条関係）

一	貨物	地域
（略）		（略）

現 行

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 四 （略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には適用しない。ただし、別表二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物（同表の一の項の中欄に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合を除く。

二 四 （略）

3・4 （略）

別表第一（第一条、第四条関係）

一	貨物	地域
（略）		（略）

二	三 ～ 四	五	六	七
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十二) (略) (十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置 (十四)～(五十二) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十二) (略) (十三) チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末 (十四)～(十九) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(七) (略) (八) エンコーダ又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二	三 ～ 四	五	六	七
次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十二) (略) (十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置 (十四)～(五十二) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(十二) (略) (十三) チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末又はセラミックの半製品若しくは一次製品 (十四)～(十九) (略)	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(七) (略) (八) エンコーダ(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

六	八 ゝ 一	
	(略)	(八の二)ゝ(二十二) (略)
	(略)	